

令和6年度 仙台中小企業融資制度主要制度一覧表

制度名		お申し込みができる方	NPO法人の利用	責任共有制度	融資限度額	返済期間 (うち据置期間)	融資利率 ※1	保証料	保証人	担保	協会保証制度名	
育成融資	振興資金	〇市内に事業所又は店舗のある法人（組合等を含む。）や個人で、市内において事業を営んでいる方	対象	対象	5,000万円 (組合等は1億円)	運転 7年以内 設備 15年以内 (1年以内)	1年以内 年1.5% 1年超 年1.9%	信用保証協会 所定	必要に応じて徵求 法人代表者以外の 連帯保証人は 原則徵求しない	場 合 に よ り 要 求	仙台育成	
	経済変動 資金	不況関連	〇最近の経済環境の変化により、一時的に業績が悪化して、最近3ヵ月又は6ヵ月の売上高等の合計が、前年、前々年又は3年前同期の売上高等に比して10%以上減少し、経営の安定に支障を生じている方	対象	対象	5,000万円	運転 7年以内 設備 12年以内 (1年以内)	年1.5%			年0.67%	仙台経済変動 (一般株)
			〇中小企業信用保険法第2条第5項第5号（不況業種かつ売上減少）に該当し、市長の認定を受けた方	対象	対象	8,000万円	運転 10年以内 設備 15年以内 (2年以内) ※2	年1.3%				仙台経済変動 (セーフティ5号)
		再生/金融関連	〇中小企業信用保険法第2条第5項第1号（取引先の再生手続申立等）に該当し、市長の認定を受けた方	対象	対象外	5,000万円	運転 7年以内 (1年以内)				年0.7%	仙台経済変動 (セーフティ1号)
			〇中小企業信用保険法第2条第5項第2号（事業活動の制限）に該当し、市長の認定を受けた方	対象	対象外	5,000万円		仙台経済変動 (セーフティ2号)				
			〇中小企業信用保険法第2条第5項第6号（取引金融機関の破綻）に該当し、市長の認定を受けた方	対象	対象外	5,000万円		仙台経済変動 (セーフティ8号)				
		災害関連	〇中小企業信用保険法第2条第5項第4号（自然災害等）に該当し、市長の認定を受けた方	対象	対象外	8,000万円	運転 10年以内 設備 15年以内 (2年以内) ※2	年0.7% または 信用保証協会所定			仙台経済変動4 (セーフティ4号)	
			〇災害によって直接的な被害を受け、り災証明書・り災届出証明書の発行を受けた方	対象	※場合により 対象	3,000万円	運転 7年以内 設備 12年以内 (1年以内) ※2				仙台災害23別枠 震災01台01 仙台災害一般 外	
		東日本大震災関連	〇東日本大震災法第128条第1項第1号に該当し、市長の認定を受けた方 〇東日本大震災によって直接的な被害を受け、り災証明書・り災届出証明書の発行を受けた方	対象	対象外	5,000万円	運転・設備 15年以内 (3年以内)	信用保証協会 所定 (年0.8%以下)			仙台震災緊急	
		危機関連	〇中小企業信用保険法第2条第6項に該当し、市長の認定を受けた方	対象	対象外	5,000万円	運転・設備 10年以内 (2年以内)				仙台危機関連	
コスト負担 軽減支援関連	〇最近3ヵ月の電気料金が前年又は前々年同期に比して増加し、かつ、最近3ヵ月の売上総利益率又は営業利益率が前年又は前々年同期に比して低下し、経営の安定に支障を生じている方 ◆ 〇最近3ヵ月の原材料費が前年又は前々年同期に比して増加し、かつ、最近3ヵ月の売上総利益率又は営業利益率が前年又は前々年同期に比して低下した方 ◆	対象	対象	5,000万円	運転 7年以内 (1年以内)	仙台コスト負担						
伴走支援関連	〇中小企業信用保険法第2条第5項第4号（自然災害等）に該当し、市長の認定を受けた方 〇中小企業信用保険法第2条第5項第5号（不況業種かつ売上減少）に該当し、市長の認定を受けた方 〇一般保証の資格要件に該当する方 ※3	対象	※場合により 対象	8,000万円	運転・設備 10年以内 (5年以内)	信用保証協会 所定	仙台伴走支援					
小口融資	小口零細資金 ※小口零細企業保証制度対象	〇市内に事業所又は店舗のある法人、個人〔常時使用する従業員が20人以下（商業、サービス業は5人以下）の方〕、各組合で、市内において事業を営んでいる方	対象外 (一部対象)	対象外	2,000万円 (ただし他の保証付 融資残高との合計が 2,000万円まで)	運転・設備 7年以内 (6ヵ月以内)	1年以内 年1.4% 1年超 年1.8%			原則として 要	仙台全国小口	
地域産業活性化融資	競争力強化資金	〇先端機器等を導入する方 〇物流近代化のために設備を導入する方 〇地場産業（製造業等）を営む方で、経営の近代化や合理化を図る方	対象	対象	1億円	設備 15年以内 (3年以内)	年1.0%	保証付の場合 信用保証協会 所定	金 融 機 関 所 定	場 合 に よ り 要 求	普通保証 (仙台競争力強化)	
	環境保全対応資金	〇公害防止の促進、地盤沈下による被害施設の復旧等を図る方 ※4	対象	対象		運転 7年以内 設備 12年以内 (1年以内)		普通保証 (仙台環境保全)				
	仙台経済成長資金 (略称：前向き資金)	〇復興特区関連 〇企業立地促進助成関連 〇つなぎ融資関連 〇秋保・作並地域関連 〇防災・減災分野関連 〇公衆利便施設関連 〇債権買取支援関連 〇健康福祉産業関連 〇海外進出関連 〇6次化・農商工連携関連 〇リノベーションまちづくり推進関連 〇第二創業関連 〇働き方改革推進関連 〇仙台「四方よし」企業大賞関連 〇杜の都・GX促進関連 ★	対象	対象		運転・設備 15年以内 (3年以内)		信用保証協会 又は (株)東日本大震災 事業者再生支援機構 所定			普通保証 (仙台経済成長)	
新事業創出 支援融資	起業家支援資金	〇創業・再挑戦関連保証の対象となる方 ◆ 〇スタートアップ創出促進保証の対象となる方 ◆	対象外	対象外	3,500万円	運転・設備 10年以内 (1年以内) 運転・設備 10年以内 (1年以内) ※5	年0.7% 年0.9%	必要に応じて徵求 法人代表者以外の 連帯保証人は 原則徵求しない 不 要		不 要	仙台創業 仙台SSS	
	創造的産業支援資金	〇仙台市内のインキュベーション施設等に入居する情報・デザイン関連分野その他の新分野の開拓や成長が期待できる事業を行う方で市長の認定を受けた方 〇ノウハウ又は技術などをもとにして、新製品、新技術の研究開発や事業化を図る方〔特許法による特許権等をもって事業を起こそうとする方に限ります。〕	対象	対象	3,000万円	運転 7年以内 設備 10年以内 (2年以内)	信用保証協会 所定	必要に応じて徵求 法人代表者以外の 連帯保証人は 原則徵求しない	原則として ※6	原則として 要	仙台創造支援	
	仙台市国家戦略特別区域 一般社団法人等支援保証融資	〇市内で社会課題の解決を図る事業を実施する方（一般社団法人・一般財団法人）で市長の認定を受けた方	対象外	(部分保証80%)	5,000万円	運転 7年以内 設備 10年以内 (1年以内)	年1.14% (担保の提供がある 場合は0.1%割引)		場 合 に よ り 要 求	仙台国家戦略		

※1 金融情勢により変更となる場合があります。
 ※2 必要に応じて、条件変更にて運転、設備とも返済期間を3年間延長することができます。また、据置期間についても3年まで延長することができます。（要相談）
 ※3 次に掲げる要件に該当している方が一般保証の対象となります。
 ①最近1ヵ月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること
 ② i 最近1ヵ月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること
 ii 最近1ヵ月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること
 iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること
 iv 最近1ヵ月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること
 v 最近1ヵ月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること
 vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること
 ※4 土壌汚染対策を図る方は、運転資金（7年以内）も対象となります。
 ※5 申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実施する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は、3年以内の据置期間を設けることが可能です。
 ※6 不動産を取得する場合は、原則として担保を設定するものとします。

◆ 仙台市が保証料を1/2補給します（上限なし）。該当の場合、信用保証協会からの保証料請求額が1/2となります。
 ★ 仙台市が保証料を1/2補給します（上限なし）。該当の場合、本市より申請助奨を行いますので、必要な手続きを行ってください。

＜申込先及び取扱金融機関＞

融資をご検討の方は、下記の取扱金融機関の融資窓口にご相談ください。

北海道銀行、青森銀行、みちのく銀行、秋田銀行、北都銀行、荘内銀行、山形銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、東邦銀行、常陽銀行、きらやか銀行、北日本銀行、仙台銀行、福島銀行、杜の都信用金庫、宮城第一信用金庫、仙南信用金庫、古川信用組合、あすか信用組合及び商工組合中央金庫仙台支店